

坂井市行政改革推進協議会の設置目的と役割

1. 設置目的

限られた財源の中で効率的・効果的に行財政運営を行なうため、第1期の坂井市行政改革推進協議会による行政改革大綱(案)の答申を経て、平成19年3月に行政改革大綱を策定しました。この大綱に基づき現在も全庁をあげて行政改革に取り組んでいますが、行政の努力だけでは達成し得ない取り組みも数多く存在しています。それぞれの地域で暮らしている市民の知恵と協力があってはじめて実現出来る改革、行政の合理化を図ることで実現できる改革もあります。「市民との協働」を掲げる坂井市にとって今後さらに発展していくためには、行政と市民の双方が意見を交わしながら改革を進めていくことが重要であると考えています。

そこで、市民の目線からみた行政改革、市民が納得できる行政改革を目指し、新たに第3期の坂井市行政改革推進協議会を設置いたしました。

別紙資料1 坂井市行政改革推進協議会設置要綱

2. 坂井市行政改革の推進体制

別紙資料2 推進体制のイメージ

3. 役割

(1)行政改革大綱に基づく「坂井市100の改革」の取り組み状況の検証

① 概要

平成19年3月に策定した「坂井市行政改革大綱」に基づき、現在実行中の坂井市100の改革の取り組みについて検証していただきます。

坂井市行政改革大綱とは？

地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムを確立し、活力ある坂井市を創りあげていくため、平成19年度から平成23年度までの5年間を推進期間とする「坂井市行財政改革大綱」を策定しました。

この大綱では「市民満足度100%に向けて」「最小経費、最大効果の実現」「市民との協働によるまちづくり」の3点を目標に5つの基本項目を掲げています。

坂井市100の改革とは？

行政改革を実際に実行していくためには、行政改革大綱を基本方針に個別具体的な改革の取り組みを掲げた行政改革実施計画が必要とされます。坂井市でも100項目に亘る行政改革実施計画を作成したわけですが、職員はもとより市民の皆さんに改革の実行と協力を呼びかけるため「坂井市100の改革」というスローガンを掲げました。坂井市100の改革には「現状の問題点」「改革の実施内容」及び「実施目標」を記載しており、時代背景や行政を取り巻く社会経済情勢等の変化に的確に対応しながら、改革の推進にあたっています。

<策定時期>

行政改革大綱 平成19年3月



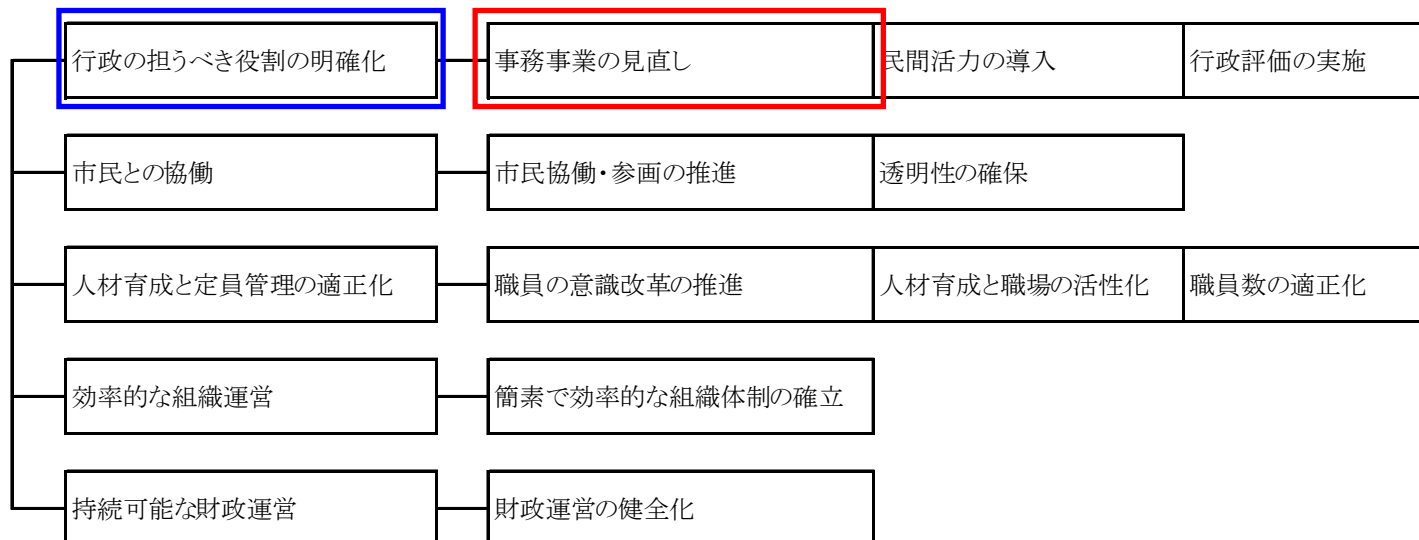
改革の基本方針に現状の問題点や課題を照らし合わせ、これらを顕在化させた後、どのように対処していくのかをそれぞれの部署で検討

坂井市100の改革 平成19年9月

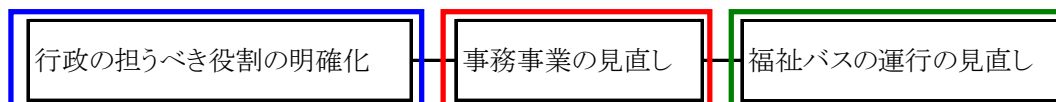
(行政改革実施計画)

〈イメージ〉

行政改革大綱：考え方・基本コンセプトを定めたもの



坂井市100の改革：個別具体的な現状の問題点。取り組み内容、スケジュール、目標など



取り組み名	福祉バスの運行の見直し					
事業推進課	福祉保健部	社会福祉課	総務部	企画課		
現状及び問題点	福祉バスは、旧町域のみでの運行となっており、市内全域をカバーしていない。また、利用者が高齢者等に限定されており、乗車率が低く、コミュニティバスとして利用拡大することが必要である。					
実施内容	公共交通の現状、住民ニーズ、地域の実情を調査のうえ、公共交通のあり方を含めて、坂井市地域公共交通会議で論議のうえ、坂井市公共交通計画を策定し、方向性を決定する。					
スケジュール	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公共交通計画策定	—————					
試行運転・本稼動			—————			
分析再検討			—————			
実施目標	公共交通計画策定後、試行運転期間を経て平成21年度よりコミュニティバスとして実施する。					

(2) 第二次坂井市行政改革大綱(案)の策定

① 概要

平成19年3月に策定した行政改革大綱 及び 平成19年9月に策定した坂井市100の改革に基づき行政改革を推進しておりますが、その計画も平成23年度が最終年度となっております。今後も厳しい財政状況が予想されるなか、坂井市総合計画で定めた「輝く未来へ・・・みんなで作る希望の都市」を着実に前進させていくためには、更なる行財政基盤の強化が重要であり、引き続き一層の行政改革を推進していくことが必要となっております。

そこで、次期の行政改革の基本方針となる「第二次 坂井市行政改革大綱」の考え方について議論していただき行政改革大綱(案)を策定していただきます。

② 計画期間

平成24年度～平成28年度

③ 主な検討事項(例)

- (1) 職員数及び給与の適正化
- (2) 人材育成
- (3) 本庁・支所のあり方
- (4) 行政と市民との協働
- (5) 公共施設の見直しによる有効活用
- (7) 受益者負担の適正化
- (8) 民間委託の推進
- (9) 市有財産の有効活用
- (10) 歳入の確保 など

④ スケジュール(案)

別紙資料3 スケジュール図

坂井市行政改革推進協議会設置要綱

平成18年6月23日

告示第237号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、坂井市行政改革推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、坂井市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は学識経験者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、行政経営課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定めることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第71号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

坂井市行政改革推進本部設置要綱

平成18年6月23日

訓令第33号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、坂井市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、部長、次長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、行政経営課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月26日訓令第5号)

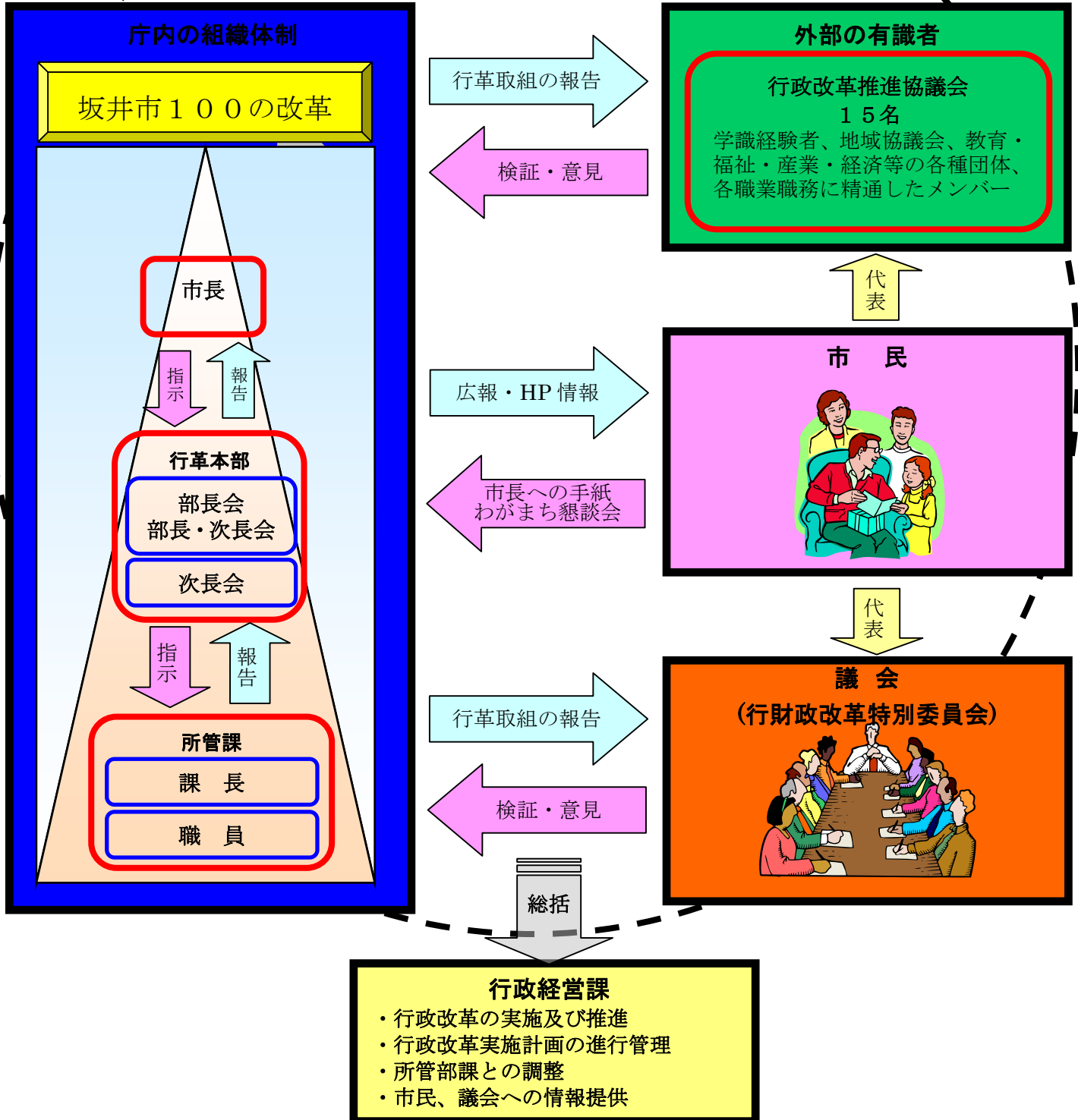
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月10日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

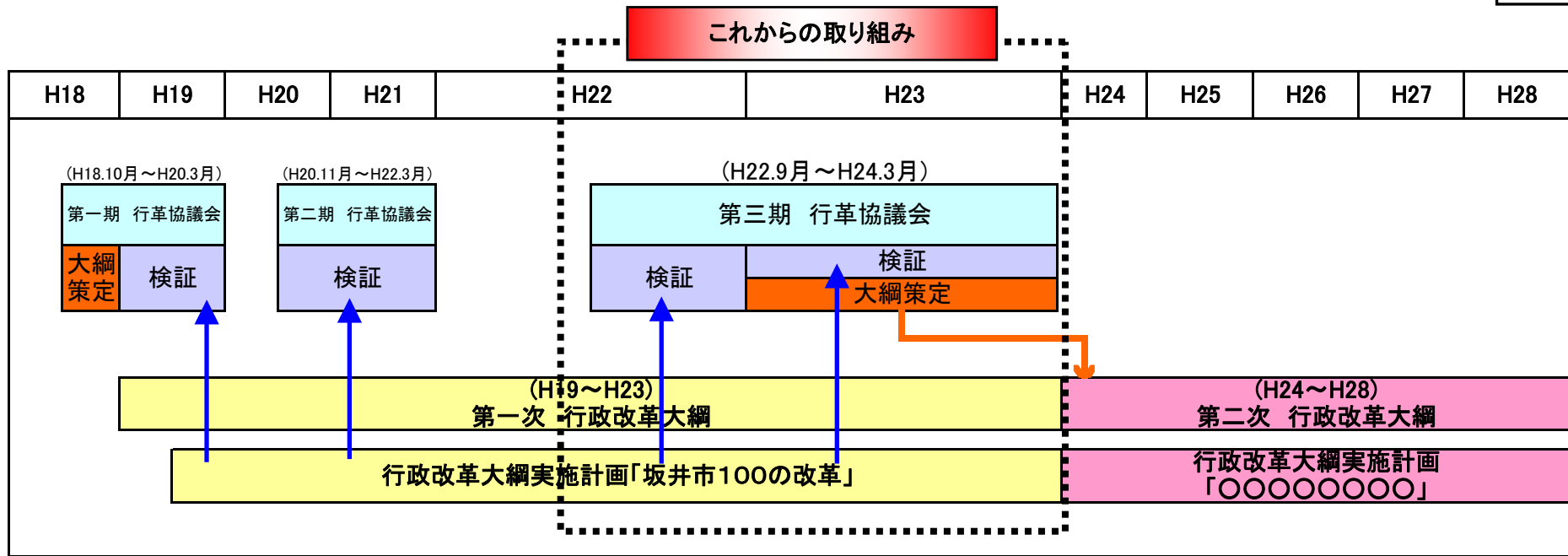
坂井市行政改革の推進体制

目 標
坂井市行政改革大綱
～市民満足度 100%に向けて～



【市長への手紙・わがまち懇談会】

行政改革を進めるにあたり、行政と市民とが情報を共有しながら、市民の意見や提案を改革に取り入れようと公聴の充実を図る一環として同制度を構築しました。公正の確保と透明性の向上を図り、さらに市民との協働による開かれた市政を目指すことを目的に毎年度実施しています。



<平成22年度>

	100の改革の検証	第二次行政改革大綱(案)策定	その他
第1回 平成22年9月30日	取り組み状況報告		委嘱、諮問、内容説明
第2回 平成23年3月	取り組み状況報告、意見交換		

<平成23年度>

	100の改革の検証	第二次行政改革大綱(案)策定	その他
第1回 平成23年 4月	8月 取り組み状況報告、意見交換	内容検討 進捗状況を勘案しながら4月～10月の期間に3回～5回の期間に3回～5回開催する予定	
第2回			
第3回 ~			
第4回			
第5回 平成23年10月			
第6回 平成23年11月		まとめ・大綱(案)	
第7回 平成23年12月		大綱(案)の答申	
第8回 平成24年 3月	取り組み状況報告、意見交換		大綱策定、パブリックコメント結果報告